

ごとろ事務所通信

7

July
2013

発行: 社会保険労務士ごとろ事務所
〒491-0079 愛知県一宮市九品町 3-26-3
TEL 0586-64-9086 FAX 0586-64-9087 email info@mail.sr-goto.com
発行日: 2013年6月9日

最新情報

昨年度の個別労働紛争相談で、「いじめ・嫌がらせ」がトップに！

厚生労働省から、平成24年度の個別労働紛争解決制度の施行状況が公表されました。
年々増加傾向にあった「いじめ・嫌がらせ」での相談がさらに増え、今年は初めて「解雇」を抜いて、トップになりました。御社の「パワハラ」対策は大丈夫ですか？

■□■ 平成24年度の相談、助言・指導、あっせん件数 ■□■

総合労働相談件数	106万7,210 件
民事上の個別労働紛争相談件数	25万4,719 件
助言・指導申出件数	1万363 件
あっせん申請受理件数	6,047 件



■□■ 平成24年度の状況のポイント ■□■

- ◆総合労働相談件数は、5年連続で100万件を超えており、民事上の個別労働紛争に係る相談件数は、高止まりである。
- ◆『いじめ・嫌がらせ』に関する相談は、増加傾向にあり、51,670件。民事上の個別労働紛争相談の中で最も多かった。※『いじめ・嫌がらせ』には、職場のパワーハラスメントに関するものを含む。
- ◆助言・指導申出件数は、制度施行以来増加傾向にあり、初めて1万件を超え、過去最多。
- ◆助言・指導は1か月以内に97.4%、あっせんは2か月以内に93.8%と、迅速な処理が多かった。

■□■ あっせんとは例えばどんなもの？ ■□■

職場の上司によるいじめ・嫌がらせ(暴言等)の例(厚生労働省発表の事案)

事案の概要	申請人は、採用されてから現在に至るまで、職場の上司より暴言、差別等を受けており、精神的に限界状態にある。 このため、暴言等により体調を崩し退職せざる得ないことから、50万円の慰謝料の支払いを求めたいとしてあっせん申請したもの。
あっせんのポイント・結果	あっせん委員が双方の主張を聞き、調整を図ったところ、当事者間の歩み寄りにより、解決金として20万円を支払うことで合意が成立し、解決した。

「パワハラ」の予防は、社員全員が「何がパワハラか」を理解することからです。定期的に研修を行うことなどが有効です。また、労働契約や就業規則の内容に不備や矛盾があるとさまざまな紛争の火種となります。不安な方は、お気軽にご相談ください。

新情報！

受動喫煙防止対策助成金制度の対象が拡大されました！

今までは、旅館業、料理店、飲食店に限定されていた「受動喫煙防止対策助成金」ですが、対象範囲が、「業種を問わず全ての中小企業事業主」に拡大されました。

受動喫煙防止のためにオフィスの工事を検討される際などに、活用することができます。

■□■ 受動喫煙防止対策助成金制度の改正の概要 ■□■

◇改正のポイント◇

- ・ 旅館業、料理店、飲食店に限定する要件を削除（対象事業主をすべての業種の中小企業事業主に拡大）。
- ・ 助成率を、喫煙室の設置費用の4分の1から「2分の1」に引き上げ。

◇改正後の制度概要◇

1. 対象事業主

- ・ 労災保険の適用事業主であること
- ・ 中小企業事業主であること

業種	①常時雇用する労働者の数	②資本金の規模
卸売業	100 人以下	1 億円以下
小売業	50 人以下	5,000 万円以下
サービス業	100 人以下	5,000 万円以下
上記に該当しない業種	300 人以下	3 億円以下

2. 助成の対象となる費用

一定の要件を満たす喫煙室の設置に必要な経費

※工事の着工前に「受動喫煙防止対策助成金交付申請書」を所轄都道府県労働局長に提出し、あらかじめ交付決定を受ける必要があります。

3. 助成率・交付額

喫煙室の設置等などに係る経費のうち、工費、設備費、備品費、機械装置費などの2分の1（上限200万円）



☆非喫煙者・喫煙者の双方に有益な情報だと思います。助成金を活用できるこの機会に、喫煙室の設置を考えてみてはどうでしょうか？

助成金の対象となる喫煙室の要件、申請手続き等の詳細について、お気軽にご相談ください。

お仕事 カレンダー

7/10 ● 健保・厚年の報酬月額算定基礎届の提出

- 労働保険料概算・確定申告書の提出
- 労働保険料の納付
- 労災保険一括有期事業報告書の提出
- 一括有期事業開始届の提出(建設業)
- 主な対象事業: 概算保険料160万円未満でかつ請負金額が1億9000万円未満の工事
- 6月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
- 特例による源泉徴収税の納付(1月～6月分)

7/15 ● 障害者雇用状況報告書、高齢者雇用状況

- 報告書・外国人雇用状況報告書の提出期限
- 所得税予定納税額の減額申請

7/31 ● 労働者死傷病報告書の提出

- 6月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 所得税の予定納税額の納付
- 5月決算法人の確定申告・11月決算法人の中間申告
- 8月・11月・翌年2月決算法人の消費税の中間申告

あとがき◆当事務所より 賞与のお支払をされた事業主様は「賞与支払届」の提出が必要です。お支払から5日後までの提出が期限となります。お忘れないようお気をつけください。社会保険に関するご相談も受け付けております